高知県福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針(案)の意見公募手続きに寄せられた意見とそれに対する考え方

意見公募期間:平成29年10月25日(水)から11月24日(金)まで

閲覧場所:高知県ホームページ、県民室、各福祉保健所(須崎を除く)、須崎農業振興センター

提出意見数:4件

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	サービスを利用する側が、調理や片づけを一緒にする事	参加者の方が共同で調理等を行う場合について規定するため、別紙 1包括的事項
	を想定しなくていいか。	(7)に、「参加者が従事者と共同で調理等を行う場合、衛生責任者は、参加者に対し、体調
		の確認、正しい手洗いの方法及び衛生的な食品等の取扱いについて説明したうえで実施する
		こと。」を追記しました。
2	別紙4(1)イの仕入れについて、「当日に必要な量だ	食中毒菌や腐敗細菌は時間と温度等により増殖します。そのため、仕入後速やかに利用
	けを仕入れる」とあるが、第三者から提供される食材も	していただきたいと考え、当日仕入れて当日利用するよう規定していました。
	予想される。そのことはどう考えるか。	しかし、早朝では当日仕入が困難であること、ボランティア団体やフードバンク等から
		事前の食材提供があることも想定されるため、仕入時には責任者が表示等をよく確認し
		たうえで、食材を適正に保管、使用するのであれば問題ないと考え、別紙 4 (1) イ
		は削除しました。
3	別紙4(3)アについて、どのような方法があるか。設	具体的な方法としては、除菌効果のある食器用洗剤での洗浄、煮沸や薬剤(アルコール、
	備が必要か。すべての調理器具や食器類の殺菌・消毒が	次亜塩素酸ナトリウム等)による方法があります。
	必要か。洗剤でしっかり洗えば良いのでは。	なお、食品に直接接触する調理器具及び食器類については、1回限りの使用のものを除
		き、すべて殺菌・消毒(除菌)をしたものを使用していただきたいと考えております。
		そのため、別紙 4 (3) アについて、「調理器具及び食器類は殺菌・消毒(除菌)した
		ものを使用すること。」に修正しました。
4	とても柔軟な内容になっており、小規模な「子ども食堂」	ご意見ありがとうございます。
	の活動をするのに「しばり」がきつくなく助かるもので	
	す。営利目的でない「地域内」での善意の食の提供に対	
	する「思いやり」のある指針(案)であると感じられ、	
	担当者の努力が感じられます。	